

『ハッピーベル』の商品概要

1. 主な特長

Point① 『まもる』

＜年金原資は基本保険金額（一時払保険料）を上回ります＞

- 一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額が、ご契約日の積立金額となります。
- 積立金額は、据置期間中に適用される積立利率によってご契約日からの経過期間に応じて増加し、据置期間満了日には一時払保険料を上回ります。
- 据置期間満了日の積立金額は年金原資に充当されるため、年金原資は一時払保険料を上回ります。

年金原資
基本保険金額100%超

（注）年金原資は、減額などをされると、一時払保険料を上回らない場合があります。

Point② 『ふやす』

＜増加保険金額が上乘せされます＞

- 増加保険金額は、追加額をT&Dフィナンシャル生命所定の率で据え置いた金額となり、積立金額などに上乘せされます。
- 追加額は、ご契約日の日経平均株価を基準とし、据置期間中の毎年の判定日の上昇率が15%以上の場合、増加保険金額に加算されます。判定日の上昇率が30%以上の場合、上昇率が15%以上30%未満の場合の2倍の追加額が加算されます。



日経平均株価
上昇率15%以上



日経平均株価
上昇率30%以上

（注）追加額は日経平均株価がT&Dフィナンシャル生命所定の水準に到達しないと増加保険金額に加算されません。

（注）年金支払開始日に発生した追加額は、年金原資に充当されるため、ご契約者が受け取ることはできません。

Point③ 『つかう』

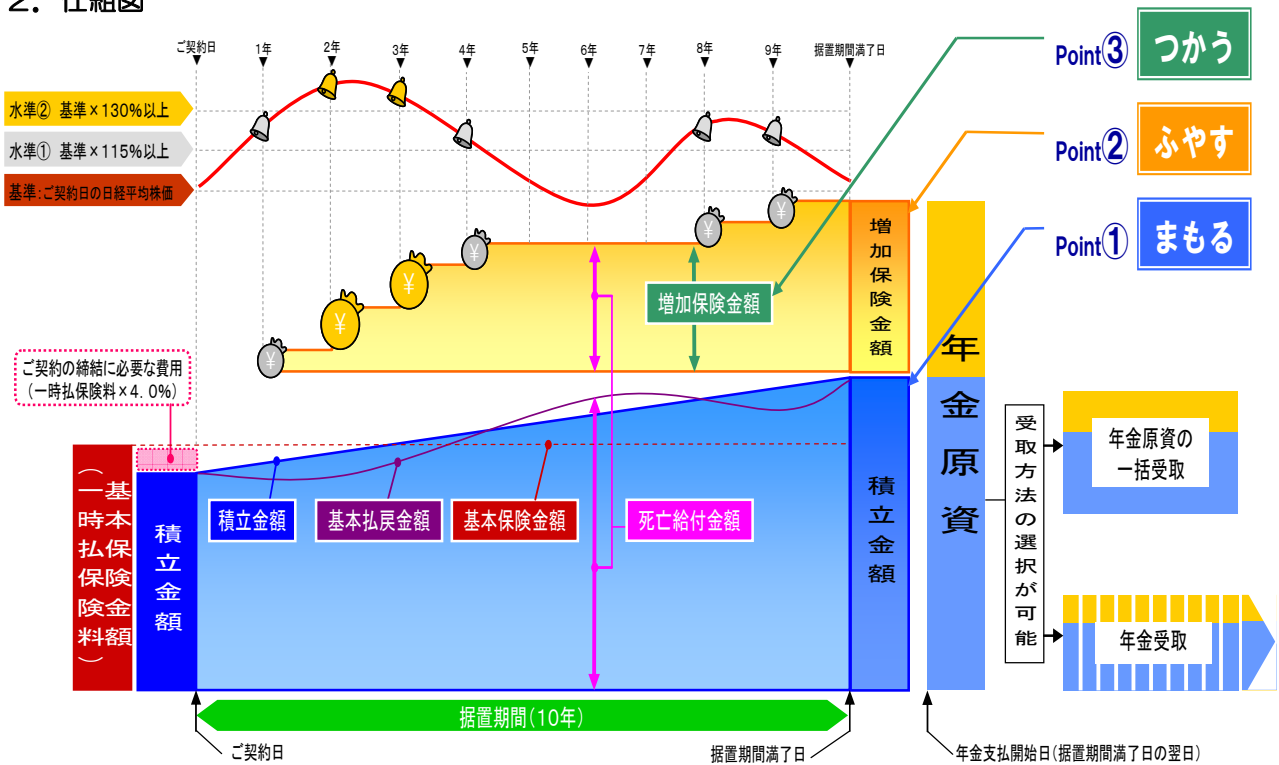
＜増加保険金額は引き出すことができます＞

- 増加保険金額は、据置期間中であればいつでもその全部を引き出すことができます。
- 増加保険金額を引き出した後であっても、引き出し後の毎年の判定日における日経平均株価の上昇率がT&Dフィナンシャル生命所定の水準に到達していれば、新たな追加額が増加保険金額に加算されます。

増加保険金額
手数料なく引出可能

（注）増加保険金額の一部を引き出すことはできません。

2. 仕組み



※ 上図はイメージであり、減額などがあった場合を想定しておりません。また将来の死亡給付金額、増加保険金額などを保証するものではありません。

3. 商品のお取扱い

被保険者契約年齢 (満年齢)	20歳～70歳	
最低基本保険金額	300万円	
据置期間	10年	
保険料払込方法	一時払のみ	
死亡給付金額	被保険者が死亡された日における基本保険金額、基本払戻金額または積立金額のいずれか大きい金額と増加保険金額を合計した金額	
解約払戻金額	解約日における基本払戻金額と増加保険金額を合計した金額	
年金支払方法	年金種類	年金支払期間
	確定年金	5・10・15・20・25・30・36年
	保証期間付終身年金	終身
		保証期間
		5・10・15・20年

※ 本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品となります。

この保険にかかわるリスク

解約払戻金額は、一時払保険料を下回る可能性があります。

- この保険は、積立金額と増加保険金額に基づいて、死亡給付金額、年金原資、解約払戻金額が計算される定額個人年金保険（生命保険）です。
- この保険の解約払戻金額は、積立金額と市場価格調整率に基づいて算出される基本払戻金額などにより算出されますが、市場価格調整率は新発 10 年国債の流通利回りにより変動する基準金利などに基づいて算出されるため、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

ご留意いただきたい事項

- 追加額は日経平均株価が当社所定の水準に到達しないと増加保険金額に加算されません。
- 年金支払開始日に発生した追加額は、年金原資に充当されるため、ご契約者が受け取ることはできません。

この保険にかかわる費用

ご契約の締結や維持などに必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用は以下の合計となります。

◆契約締結時

項目	費用
ご契約の締結に必要な費用	一時払保険料の4.0%

◆据置期間中

項目	費用
ご契約の維持などに必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持に必要な費用」、「死亡給付金を最低保証するために必要な費用」、「増加保険金に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。

◆年金支払開始日以後（新遺族年金支払特約または年金支払移行特約（I型）により年金をお受け取りになる場合を含みます）

項目	費用
年金の支払管理などに必要な費用	年金額に対して1.0%* (年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します)

* 年金の支払管理などに必要な費用は将来変更される可能性があります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討・ご契約にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面〈契約概要／注意喚起情報〉」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。